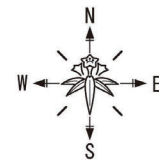


鎌倉都市計画図

1:10,000



38 区域の変更

都市計画公園名称	
番号	公園名
2-2-1	栄町公園
2-2-2	石原谷戸公園
2-2-3	中村公園
2-2-4	清水小路公園
2-2-5	中村つじ公園
2-2-6	清水小路東公園
2-2-7	宮ノ下こじか公園
2-2-8	長島ふな公園
2-2-9	宮沢かえで公園
2-2-10	瀬ノ入南公園
2-2-11	島ガ真公園
2-2-12	長谷つし公園
2-2-13	向堂公園
2-2-14	神ノ成公園
2-2-15	大久保公園
2-2-16	ききょうやま公園
2-2-17	出公園
2-2-18	大平山公園
2-2-19	鎌倉山西公園
2-2-20	鎌倉山西すれ公園
2-2-21	高鎌倉山北公園
2-2-22	高鎌倉山北公園
2-2-23	藤野公園
2-2-24	高松たんぽぽ公園
2-2-25	高鎌倉山南公園
2-2-26	正福寺公園
2-2-27	七重が浜かもめ公園
2-2-28	藤さる公園
2-2-29	高鎌倉三丁目公園
2-2-30	高鎌倉二丁目公園
2-2-31	中村ふくろう公園
2-2-32	打越北公園
2-2-33	打越東公園
2-2-34	富士公園
2-2-35	上関公園
2-2-36	びわだ北公園
2-2-37	びわだ南公園
2-2-38	七重が浜つつじ公園
2-2-39	七重が浜西下目公園
2-2-40	七重が浜三丁目公園
2-2-41	七重が浜いも公園
2-2-42	七重が浜五丁目公園
2-2-43	七重が浜かめ公園
2-2-44	丹後ガ谷公園
2-2-45	鎌倉山王下公園
2-2-46	がんだがや公園
2-2-47	井筒どじょう公園
3-2-1	鎌倉下町公園
5-5-1	鎌倉海浜公園
6-4-1	新田公園
7-4-1	源氏山公園
7-6-1	鎌倉中央公園
7-4-2	大黒公園
7-4-4	六国見山森林公園

都市計画緑地名	
番号	緑地名
第1号	鎌倉広野緑地
第2号	山ノ内西山ヶ谷緑地
第3号	山崎・台ヶ原緑地
第4号	山ノ内宮下小路緑地

凡 例		面積(ha)
種 別	容積率% 建ぺい率%	
市街化調整区域	(80/40)	約1,397
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度:10m)	(80/40)	約1,294
第一種中高層住居専用地域	(150/60)	約 28
第二種中高層住居専用地域	(150/60)	約 366
第一種住居地域	(200/80)	約 121
第二種住居地域	(200/80)	約 1.7
準住居地域	(200/80)	約 268
近隣商業地域	(200/80)	約 108
商業地域	(400/80)	約 23
準工業地域	(200/80)	約 81
工業地域	(200/80)	約 5.0
工業専用地域	(200/80)	約 27
は高度地区	(200/80)	約 3.8
		約 77
		約 133
		約 33
		約2,569

凡 例	
変更後	
変更前	

事項	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画 生産緑地地区の変更
図面の名称	総括図
縮尺	1/10,000
番号	1/1
作成年月日	令和 年 月 日

凡 例		面積(ha)
市街化区域・市街化調整区域界	—	—
都市計画道路	—	—
都市計画河川	—	—
都市計画公園・緑地	—	—
下水道処理場・ポンプ場	—	—
その他の都市施設	—	—
ごみ焼却場・ごみ処理場・し尿処理場	—	—
土地区画整理事業	—	—
市街地再開発事業	—	—
高度利用地区	約 2.7	—
防火地域	約 31	—
準防火地域	約 502	—
風致地区	約 2,194	—
景観地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約 232	—
特別緑地保全地区	約 52.4	—
近郊緑地特別保全地区	約 131	—
生産緑地地区	約 15.1	—
地区計画区域	—	—

※ 鎌倉市全域が都市計画区域に指定されています。(面積約3,968ha)
(注) 本図は一般参考図であるため、詳細については、鎌倉市都市計画課に備えてある縮尺用図書を参照のこと。

凡 例		面積(ha)
第1種高度地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約 344	—
第2種高度地区(建築物の高さの最高限度:20m)	約 309	—
第3種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m) ただし、工業系建築物以外の建築物は20mとする	約 181	—
第4種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m)	約 71	—

1. この地図は、1:2,500の鎌倉都市計画図を令和八年11月縮小編集したものである。
2. この地図・図説は測量法の公共測量に関する規程に基づき測量長の承認を得て国土院都市計画課基本データにより作成したものである。【測量法別記第110号】
この地図・図説は測量法の公共測量に関する規程に基づき測量長の承認を得て国土院都市計画課基本データにより作成したものである。
3. この地図・図説は測量法の公共測量に関する規程に基づき測量長の承認を得て国土院都市計画課基本データにより作成したものである。【測量法別記第110号】
4. 測量・製図・販売は令和八年11月現在である。